

○議事日程（令和3年3月19日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 許可第1号 議案第17号 町道路線の廃止についての撤回について
- 日程第5 議案第2号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第18号 町道路線の変更について
- 日程第22 議案第19号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第22号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第24 議案第23号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第24号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第25号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第28号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第30 議案第29号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第31 議案第30号 令和3年度養老町一般会計予算
- 日程第32 議案第31号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 令和3年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 令和3年度養老町上水道事業会計予算
- 日程第37 議案第36号 令和3年度養老町公共下水道事業会計予算
- 日程第38 議案第37号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第39 議案第38号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計予算
- 日程第40 議案第39号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第41 議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
（追加日程）
- 日程第1 議案第41号 町道路線の廃止について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長兼 企画政策課長	松岡弘泰
総務部総務課長	中島恵美	総務部税務課長	藤田勝彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高橋正人	住民福祉部 住民人権課長心得	尾前眞理
住民福祉部 子ども課長	近藤真由美	住民福祉部 生活環境課長	問山剛
産業建設部長兼 建設課長	大倉修	特命事項推進監兼 産業建設部 農林振興課長	川口智也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹中修	産業建設部 水道課長	近藤晴彦
会計課課長補佐	若山実穂	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西川敏明
教育委員会 生涯学習課長	小里克昌	消防長	廣澤幸雄
消防総務課長	大倉巧	予防課長	坂口貴

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西脇直樹	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開議時間 午前9時26分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和3年第1回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部の各位には御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから令和3年第1回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5番 岩永義仁君、6番 長澤龍夫君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告をお願いします。

3月10日、予算特別委員会終了後に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議会運営委員会の報告をいたします。

3月10日、予算特別委員会(2日目)終了後に、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和3年第1回養老町議会定例会提出議案の撤回と追加についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議案第17号 町道認定の廃止についての撤回についての議案を上程し、審議すること、また議会初日に上程された議案の審議が終了後に町道認定の廃止についての議案を上程し、審議することに決定いたしました。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、議案第17号 町道認定の廃止についての撤回については、議題として上程後、撤回理由の説明を受け、質疑を行い、採決を行うことに決定いたしました。

また、追加議案の町道認定の廃止については、議案廃止の許可後、初日提出議案の審議後に議題として追加上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決を行うことに決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

なお、町長より議案の撤回の請求がされておりますので、議会運営委員長報告のとおり、本日審議をいたします。

また、休会中に各常任委員会並びに予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第4、許可第1号 議案第17号 町道路線の廃止についての撤回についてを議題といたします。

町長より議案撤回の理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました許可第1号 議案第17号 町道路線の廃止についての撤回についての説明をさせていただきます。

令和3年3月4日に提出いたしました議案第17号の町道路線の廃止についてを撤回したいので、養老町議会会議規則第20条の規定により、議会の許可を求めるものでございます。

撤回の理由といたしましては、廃止する5路線のうち、下高田三軒屋線につきまして、町道路線の廃止と同時に県道として昇格、供用開始を行う予定でありましたが、岐阜県による供用開始の法的手続が整わない見込みとなったことによるものでございます。

以上で、許可第1号 議案第17号 町道路線の廃止についての撤回についての説明とさせていただきます。

今回のこの撤回につきまして、私ども、県との調整ミスといたしますか、十分な話し合いができていなかったということで、こういった不始末になりましたこと、また議員の一部の先生方に説明がなされていなかったということでございます。今後このようなことのないように、私ども十分に精査して取り組んでいく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第4、許可第1号 議案第17号 町道路線の廃止についての撤回については、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決定いたしました。

議案の撤回が許可されましたので、本日の議事日程から日程第20、議案第17号 町道路線の廃止についてを抹消していただきますようお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第5、議案第2号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第22、議案第19号 町道路線の認定についてまでの17議案を一括議題といたします。

この17議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る3月5日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定及び一部改正14件、指定管理者の指定1件の合計15件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第2号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第3号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてに関しましては、1. 1人当たり公費負担の額は、また供託金の額はの問いに対して、選挙運動用自動車、ビラ、ポスターの公費負担を試算したところ、町議会議員選挙では1人当たり上限69万6,528円、町長選挙では上限72万2,062円。供託金については、公職選挙法に基づき、町議会議員選挙は15万円、町長選挙50万円となっているとの回答でした。

次に、議案第4号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 賦課方式が4方式から資産税割をなくした3方式へ変更することに当たり、対象者数と影響額はの問いに対して、令和2年度所得による試算では、対象は2,352世帯、4,784万4,700円の減。なお、県の運営方針では、段階的に県内の保険料水準を統一していくとされており、今回コロナ禍で実施を見合わせた所得割等への増額については、数年間の状況を見て見直しを図りたいとの回答でした。

次に、議案第5号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. こばとこども園廃園後の跡地利用の見通しはの問いに対して、基本的には町の総合管理計画に基づき解体することとなるが、まずは地域の方に使用について相談し、責任を持って管理していただける団体があれば貸与も検討するとの回答でした。

次に、議案第6号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 18歳までの医療費無償化の拡充と、保健医療機関等での電子資格確認の運用開始の具体的内容はの問いに対して、1点目は、コロナ禍での子供の支援という意味で、今回18歳まで医療費の無償化を拡充するもの。2点目は、従来の健康保険証とマイナンバーカードも健康保険証として利用ができるようになったことによる文言の改正との回答でした。

次に、議案第7号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 新型コロナウイルスの傷病手当金に関し、イギリスやアメリカなどの変異株の取扱いは。また、ワクチン接種による後遺症や死亡による相談の流れはの問いに対して、国の通知によると、それらの変異株についても対象となる。また、ワクチン接種による健康被害の相談については、市町村の窓口に申し出ていただき、厚労省に進達し、疾病・障害認定委員会の審査を経て賠償の支給が決定されるとの回答でした。

次に、議案第8号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 施行日が4月1日であることに関し、該当施設の対応状況の確認はの問いに対して、今年1月25日に厚労省から交付されたため、各施設に電話確認したところ、内容を承知していた。今後、施設訪問の際に実施確認したいとの回答でした。

次に、議案第10号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第12号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 機能別団員について、報酬1万円の算定基準、退職金の有無、想定人数、出勤回数はの問いに対して、報酬の算定基準については、西濃で機能別団員を実施している5市町のうち、4市町が年額1万円、残りが5,000円であるため。退職金については、現団員が一旦退職するときに退職金を受け取

り、機能別団員に変わってからは退職金はない。想定人数については、約100人を目標にしている。出勤回数については、過去3年平均によると年4回を想定しているが、現在3ブロックに分けているため、実際は2回ほどになる見込みとの回答でした。

次に、議案第14号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第15号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 町内の対象施設数はこの問いに対して、現在、急速充電設備に関する届出はない。なお、現在把握している町内4か所の急速充電設備は、全出力が50キロワット以下であるため届出は不要であるとの回答でした。

次に、議案第16号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定及び一部改正14件、指定管理者の指定1件の合計15件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過、並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの審査の経過及び結果に関わる質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る3月5日、各委員並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。審査事項は、当委員会に付託されました町道路線に関する3議案でございましたが、本日、第17号が撤回をされましたので、2件の議案について、委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第18号 町道路線の変更についてに関してであります。

1つ目、変更路線の延長はこの問いに対しまして、変更路線については27路線あり、概算でマイナス2,522.2メートルとの回答でした。なお、今後は議案書の中に各路線の延長も記載するよう要望がありました。

2つ目、烏江41号線について、石畑の踏切を改良する時期は。また、烏江の踏切を完全に撤去する考えはこの問いに対しまして、石畑については、年度内に踏切工事に着手す

る予定である。また、烏江については、地元との協議により撤去することとなっているとの回答でした。

次に、議案第19号 町道路線の認定についてに関してであります。

認定路線の延長はの問いに対しまして、認定路線については4路線あり、概算で400.7メートルとの回答でございました。

2つ目、今回の町道路線の廃止・変更・認定による地方交付税への影響はの問いに対しましては、路線の延長が概算でマイナス3,704メートルとなり、試算では約195万円の減となるとの回答でございました。

なお、この質疑・答弁は、撤回議案の町道路線の廃止分を含めたものでありますので、申し添えます。

以上、審査に付されました町道路線に関する2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員から審査経過並びに結果に関する質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各委員会委員長報告に対する質疑が終わりました。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第5、議案第2号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動

の公費負担に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号 養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号 町道路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第19号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 続いて、日程第23、議案第22号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第7号）から日程第41、議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの19議案を一括議題といたします。

この19議案は、予算特別委員会に付託し、審査されましたので、委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月9日、10日、11日の3日間にわたり予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和2年度一般会計及び各特別会計等補正予算6件並びに令和3年度一般会計及び各特別会計等予算11件、特別会計の繰入れ2件につきまして審査いたしましたので、結果を御報告申し上げます。

委員会では、部署ごとに課長・係長等への質疑を行っていき、最後に町長をはじめ特別職などへの質疑と各委員会での討論、採決、報告協議を行いましたので、主立った審査内容について御報告を申し上げます。

最初に、議案第22号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第7号）の主な論点は次のとおりであります。

総務費関係としては、1. ふるさと応援基金積立金の積立額はの問いに対しては、寄附金見込額9億7,500万円のうち、充当先が指定されている1億9,150万円を除く7億8,350万円を基金に積み立てているという回答でありました。

民生費関係といたしましては、1. 障害児通所給付事業229万1,000円の内容はの問いに対しましては、児童発達支援として、主にそよかぜ教室の利用が増加しており、支援者60人程度で利用回数が月平均7回程度から8回に増えるための補正である。なお、指導する職員数については、飯田、高田ともに体制は整っているとの回答でありました。

商工費関係としましては、1. 新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）546万円の内容はの問いに対しては、県の時短要請に伴う町の負担分であり、2月8日から28日間、1日当たり6万円の5%、65件を想定しているとの回答でありました。

教育費関係としましては、1. 新型コロナウイルス感染症対策事業（小中学校保健衛生）の内容はの問いに対しては、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業として国の補助金を活用し、学校へ配備する物を購入する。主に、手指消毒液、ハンドソープ、ビニール手袋、キッチンハイター等。また子供たちの学習保障支援ということで、タブレットの専用ペン、HDMIケーブル、キーボード用ACアダプター等という回答でありました。

次に、議案第23号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、1. 一般財源からの繰入金の額は法定限度額かの問いに対しては、一般財源からの繰入金の額については、法定内の金額になっているとの回答でありました。

次に、議案第24号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）につきましては、1. 県内産牛放射性物質検査の検査方法はの問いに対し、検査方法については、屠畜された肉からサンプルを取り、専用の容器に入れて機械にかけている。なお、県では放射性物質はほとんど検出されていないため、令和2年3月末に事業が廃止されたという回答でありました。

次に、議案第25号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第26号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、1. 当初予算での被保険者数の見込みはの問いに対しては、岐阜県後期高齢者医療広域連合から当初予算編成時に示された被保険者数は4,457人であったとの回答でありました。

次に、議案第28号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて及び議案第29号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての2議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第30号 令和3年度養老町一般会計予算の主な論点は次のとおりであります。

総務費関係としては、1. AIチャットボット97万円の具体的な内容はの問いに対しては、各種問合せに対する回答を自動化するとともに、回答のフォームをつくり、各種行政手続のうち、定型化している手続についてオンラインの申請化を図るもの。予算内訳については、AIチャットボット使用料月額2万円の12か月分に消費税で26万4,000円。オンラインシステム使用料月額5万3,500円の12か月に消費税で70万6,200円という回答でありました。

2. 地域自治町民会議設立事業109万4,000円について、養老地区、室原地区の内訳はの問いに対しては、養老地区は設立交付分が20万円、地域まちづくり計画策定事業費32万2,000円、事務局運営費10万円、合計62万2,000円。室原地区は、設立交付分が20万円、地域まちづくり計画策定事業費が17万2,000円、事務局運営費10万円、合計47万2,000円という回答でありました。

3. 庁舎PCB処分について、機器の種類、運搬先、費用の算出方法、処理期限はの問いに対しては、機器はコンデンサと蛍光灯安定器、運搬先は豊田市。費用は、コンデンサは約85キロあり、約100万円、安定器は約380キロあり、約1,100万円ほどとなる。処理期限は、令和3年度末までであるとの回答でありました。

民生費関係といたしましては、1. 養老湯を廃止後、建物の活用はの問いに対しては、基本的には解体となるため、町全体の施設管理計画に従い進めていくとの回答でありました。

2. 福寿荘運営費66万5,000円の中身はの問いに対しては、近隣のめぐみ集会所の用途廃止を実施したため、福寿荘を代替施設とするものとの回答でありました。

3. 老人福祉センター指定管理事業の主な明細はの問いに対しては、消耗品34万円、水道光熱費471万6,000円、修繕費10万円、通信費19万7,000円、委託料601万7,000円、賃借料22万7,000円など、合計1,159万7,000円であるが、そのうち社協の財源が70万4,000円であるため、予算計上1,089万3,000円となります。なお、現在休館ですが、社協と協議し、ワクチン接種が終わる7月に再開することを考えている。ただし、入浴施設は月・水・金の隔日、火・木は消毒を行うとの回答でありました。

4. 乳幼児等医療費の無償化が16歳から18歳まで拡充される対象人数はの問いに対しては、令和3年度で799人という回答でありました。

衛生費関係といたしましては、1. 新型コロナウイルスワクチン接種に関する町の体制はの問いに対しては、町の体制としては、保健センターの保健師を中心に、健康福祉課と合わせ8名でチームを組み、また、相談窓口を2階研修室に設けて、他課応援2名から4名体制で相談や予約なども受け付ける。なお、実施時期は、4月26日の週にワクチン1箱が入ってくるため、高齢者のワクチン接種はゴールデンウィーク明けから2か月ほどを想定しているとの回答でありました。

2. 斎苑の施設改修費を最小限とした判断の根拠や広域化の議論の状況はの問いに対しては、業者が定めている火炉等長期修繕計画（10年）にのっとり、火炉等の修繕状況の有無を確認した上で、工事費は必要最低限の補修予算とした。また、広域での在り方については、今後、近隣市町とも協議しながら進めていきたいとの回答でありました。

労働費関係についての質疑はありませんでした。

農林水産業費関係としては、1. 新食肉基幹市場の候補地の見通しはの問いに対しては、候補地については、従来の回答から進捗はない。なお、全体の会議はコロナの影響で特に動きはないが、昨年秋以降、岐阜市、全農、県を交えて勉強会を実施しているとの回答でありました。

商工費関係といたしましては、1. ネクスト100プロジェクト事業について、PR不足ではの問いに対し、東海3県については常にPRをしている。今年度はコロナの影響で周知不足は否めないが、引き続き周知に励みたい。なお、現在、肉祭りでは2月のネットアクセスが3万5,000件のアクセスがあり、好評であるとの回答でありました。

土木費関係といたしましては、1. 道路改良工事について、令和3年度の予定は。また、地区からの要望件数はの問いに対しては、1次分で予算の約8割を行う予定をしている。地区からの要望件数については、全体で361件であるという回答でありました。

また、道路改良工事の内訳はの問いに対しては、道路改良10件、舗装工事10件、水路1件との回答でありました。

消防費関係といたしましては、消防用通信設備更新事業4,543万円について、今後の更新費用はの問いに対しては、平成27年3月に高機能消防指令センターが開所したことに伴い、令和3年度に部分更新のための費用4,543万円であり、さらに5年後には全体更新として2億5,000万円ほどかかるため、10年間で計3億円ほどかかる見込みである。また、1年後に運用を開始している消防デジタル無線についても、令和4年度に部分更新があります。また、年間保守10年間で合計1億4,000万円ほどかかる見込みであるとの回答でありました。

2. 消防施設整備補助金400万円の財源内訳はの問いに対しては、新設防火水槽設置に伴う補助金300万円と、残り100万円は各地区のホースや格納箱等の補助に充てる予定である。総工事費が約600万円以上となっているため、地元負担は約300万円であるとの回答でありました。

教育費関係といたしましては、1. 小学校情報化推進事業について、教員のスキルアップの講習の内容はの問いに対しては、教員全員で行うもので、年8回、各学校で要望し、専門家に来ていただいて、その場で説明・指導を受ける研修スタイルとしているという回答でありました。

2. 成人式事業について、地域商品券を出席者のみに配布するに至った理由はの問いに対しては、成人式に参加した方と参加する予定をされていた方に、成人式が延期されたことによる髪型、服装等について当初起こり得ない負担があったと想定されるため、手当てする形で支援するものであるとの回答でありました。

3. 学習講座の講師謝礼100万円を減額したが、住民サービスの方向性はの問いに対しては、今後の学習講座の在り方も含め、来年1年間かけて見直しを図っていく方向で、各公民館長とも協議を進めているとの回答でありました。

4. 町民プールの屋根を修繕したときの起債残高はの問いに対しては、今年度末の未償還元金は1億5,148万3,309円。なお、最終償還年度は令和15年度という回答でありました。

歳入といたしましては、町債の発行額11億5,150万円について、住民1人当たりの金額はの問いに対しては、平成30年度普通会計の決算数値によりますと、地方債の残高は住民1人当たり36万2,000円。なお、基金残高は住民1人当たり5万7,000円、財政調整基金残高は住民1人当たり3万3,000円となるとの回答でありました。

2. サラダコスモに係る固定資産税の額はの問いに対しては、土地については、令和2年度より現況課税（宅地及び雑種地）としており、税額にして587万円相当になります。建物、償却資産の課税につきましては、まだ算出できておらず、基礎単価を基に見込みで、建物で1,692万円、償却資産で4,428万円相当を令和3年度に計上しているとの

回答でありました。

なお、委員会内での協議におきましては、成人式の参加者に5,000円の地域商品券を配る事業について、コロナ禍で成人を迎えられたという社会的な状況の中、全ての成人に配布していただけるよう執行部へ強く要望すること。公共施設の老朽化に伴う事業の見直しについて、町の公共施設は大変課題を多く抱えている状況の中、町民はもとより、議会にもいち早く開かれた会議の中で余裕を持った議論をし、結論を出し、周知していただけるよう執行部へ強く要望すること。以上2点について、特に報告すべき事項と決定をいたしました。

次に、議案第31号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第32号 令和3年度養老町簡易水道特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 上水への加入が進む中、簡易水道会計はいつまで活用するのかの問いに対しては、令和5年度まで工事を進める。令和6年度末に会計を閉じ、上水道へ移行する計画であるという回答でありました。

次に、議案第33号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

なお、委員会内での協議において、一般会計からの繰入れが平成29年度から徐々に増え、現在9,160万円まで来ている。施設の老朽化に伴い、いつ朽ち果てるか分からない状況の中で、一刻も早い今後の方針を示していただけるよう執行部へ強く要望すること。以上について、特に報告すべき事項と決定をいたしました。

次に、議案第34号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

1. 残っている土地・家屋の件数と金額はの問いに対しては、現在残っているものは、2月末現在、分納誓約をしているものは12人（16件）、うち少額対応10万円以下は2件です。時効の援用待ち6人（9件）。滞納分9月末現在、5,779万562円。また、時効の援用を除いた金額は3,743万9,890円であります。なお、時効の援用については、改良住宅と同様に、弁護士法人こころに委託をしているとの回答でありました。

次に、議案第35号 令和3年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は次のとおりであります。

1. 備品購入費パソコン3台は、特別会計から支出するのは適切なのかの問いに対しては、水道事業においては、事業に使用しているため企業会計からの費用支出となるとの回答でありました。

次に、議案第36号 令和3年度養老町公共下水道事業会計予算及び議案第37号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の2議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第38号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のとおりであります。

1. 生活支援コーディネーターの配置状況と、地域包括ケア会議の実施状況はの問いに対しては、生活支援コーディネーターについては、令和2年8月まで町で1名配置していたが、退職をされたため、社会福祉協議会に業務委託するよう予算計上をいたしました。地域包括ケア会議については、現状としてできていないところもあるが、それも含めて進めていきたいとの回答でありました。

次に、議案第39号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は次のとおりであります。

1. 対象人数は。また、特別徴収と普通徴収の割合はの問いに対しては、対象人数は4,600人。そのうち7割弱(0.680)が特別徴収、残りが普通徴収であるとの回答でありました。

以上、審査に付された令和2年度一般会計及び各特別会計等補正予算6件、並びに令和3年度一般会計及び各特別会計等予算11件、特別会計の繰入れ2件についての議案につきましては、このような質疑、討論を経て、採決の結果、全て挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算特別委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長(吉田太郎君) 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより予算特別委員会報告に対する質疑ですが、総括質疑が終了しており、また委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

ここで暫時休憩とします。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開いたします。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第23、議案第22号 令和2年度養老町一般会計補正予算(第7号)の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉田太郎君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第23号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第24号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第25号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第26号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第28号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第29号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れ

についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第30号 令和3年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第31号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第32号 令和3年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第33号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第34号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第35号 令和3年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第36号 令和3年度養老町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第37号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第38号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第39号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第40号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、町道路線の廃止についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

町道路線の廃止についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び議案をお手元に配付しておりますので、確認してください。

○議長（吉田太郎君） 追加日程第1、議案第41号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第41号 町道路線の廃止についての説明をさせていただきます。

議案第41号の町道路線の廃止につきましては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

2ページの廃止路線網図を御覧願います。

整理番号1の船附114号線につきましては、国道258号線沿いの民間事業所の開発行為に伴い、町道路線を廃止するものでございます。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

整理番号2の有尾小倉102号線、整理番号3の一色22号線及び整理番号4の横屋34号線につきましては、東海環状自動車道整備事業の進捗に伴い、町道路線の廃止をするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 4番 北倉義博君。

○4番（北倉義博君） 失礼します。

今回の措置による交付税の影響をお知らせください。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

路線の延長がマイナスで約2,420メートルとなり、試算では89万円の減となります。

以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会、予算特別委員会及び議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会、予算特別委員会及び議会改革特別委員会の所管事務調査につ

いて、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第1回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでした。

（閉会時間 午前11時11分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月19日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 岩 永 義 仁

議 員 長 澤 龍 夫